

持家の場合

住宅改修承諾書2（賃貸以外用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住宅の所有者が被保険者以外の場合
は、名義人からの承諾書が必要です。

（所有者が配偶者等の親族の場合も承諾書は必ず必要です。）

被保険者を含めた共同名義の場合も、
相手の方からの承諾書が必要です。

住宅改修の承諾書

（住宅所有者）

住所 久留米市中央町12番地3

パソコン等で印字したものは不可

氏名 篠山 一郎

私は、下記(1)の住宅に、（被保険者） 篠山 花子 が、別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

(1)住宅	所在地	久留米市中央町12番地3
(2)住宅改修の概要	箇所・部位	内 容
	トイレ 洗面所 浴室 玄関	洋式便器等への便器の取替え 1箇所 手すりの取り付け 2箇所 段差の解消 1箇所 引き戸等への扉の取替え 1箇所

（注）この住宅改修に要する費用については、審査のうえ介護保険法に定める額を支給します。ただしこれは改修に要する経費のみであり、転居等で移転される場合に原状回復に要する費用は含まれません。